

北子安小学校いじめ防止基本方針

君津市立北子安小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条 より）

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」の態様：千葉県いじめ防止基本方針より

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆仲間はずれをされたり、集団から無視されたりする。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

2 基本理念

「北子安小学校いじめ基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止対策推進条例」「君津市いじめ防止対策推進条例」を受けて、その理念を実現し、北子安小学校のすべての児童がいじめの恐れや害悪から解放され、生き生きと学べるようにするために、教職員、児童、保護者、地域が一体となって、「やさしい心」「ルールを守る心」「一生懸命に取り組む心」を持った児童を育て、いじめと向かい合い、いじめは決して許さない、家庭、地域、学校を目指すものとする。

★起こった場所は学校の内外を問わない。

★個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3 基本認識

いじめは「しない・させない・許さない」

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ・学級などの所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、児童へのはたらきかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こりうるということを重く受け止める必要がある。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称 いじめ防止対策委員会

- (2) 役割 校長の指揮のもと、いじめ対策推進の中心となる
- (3) 構成 校長・教頭・教務主任・副教務主任・生徒指導主任・各学年主任・養護教諭
- (4) 活動 ・いじめ未然防止・早期発見に関すること（アンケート、教育相談等）
・いじめ事案への対応
・いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること
- (5) 開催 ①年2回生徒指導全体会
②生徒指導会議（2週間に1回）
③緊急開催の場合もある

(6) 年間計画

1 学 期	<p>【4月】・いじめ未然防止基本方針の全職員による共通理解 ・SOSの出し方に関する教育（各学級で実施する） ・学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明</p> <p>【5月】・教育相談に関する職員研修</p> <p>【6月】・アンケート① ⇒ 教育相談週間 ⇒ 対応</p> <p>【7月】・保護者面談時に情報交換を行う</p>
2 学 期	<p>【9月】・夏季休業中の児童の様子について情報交換 ・夏休み明けの児童の様子を観察する（SOSの出し方）</p> <p>【11月】・人権週間 ・アンケート② ⇒ 教育相談週間 ⇒ 対応</p> <p>【12月】・保護者面談時に情報交換を行う</p>
3 学 期	<p>【1月】・冬季休業中の児童の様子について情報交換 ・冬休み明けの児童の様子を観察する（SOSの出し方）</p> <p>【1月】・アンケート③ ⇒ 教育相談週間 ⇒ 対応</p> <p>【3月】・今年度の反省と次年度の取り組みの検討</p>
通 年	<p>・児童の表情や様子を観察する</p> <p>・学校生活向上のための話し合いを行う（月1回・学級活動）</p> <p>・全校集会や児童会活動（ピンクシール運動、レインボー班活動の継続）</p> <p>・道徳授業の充実、授業の公開（ホームページで紹介）</p> <p>・職員会議等での児童について情報交換</p>

5 いじめの未然防止 ～いじめが起こらない学校・学級づくりのために～

(1) いじめ未然防止の基本姿勢

《学力や体力の向上、自己有用感・他者受容感を育てる》

落ち着いて授業に参加し、基礎的な学力・体力を身に付け、子供たち同士がお互いに認められているという実感の持てる児童を育てる

(2) 取組

①学習環境の工夫・授業規律の徹底

②わかる授業づくり

「わかる授業」の実践

- ・自己存在感の感受
- ・共感的人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成

③居場所づくり・絆づくり

- ・互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくりのサポート
- ・人権教育・道徳教育・特別活動（学級活動）の充実
- ・保護者・地域との連携
- ・関係機関との連携

④いじめについて学ばせる

- ・「いじめ」を許さないという方針をしっかりと児童に示す。

- ・周囲でただ見ていること、はやし立てたりすることも「いじめ」であることや、勇気を出して大人に知らせることの大切さ等を様々な機会に伝えていく。
- ・児童自らがいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考える場を作っていく。

6 いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わり、積極的に認知するようにする。

○児童との信頼関係の構築

毎日の児童との触れ合いを通じ、信頼関係を構築する。

児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

○教育相談体制の充実

各学期ごとに行う、担任がすべての児童と行う。

○定期的なアンケートの実施と情報共有

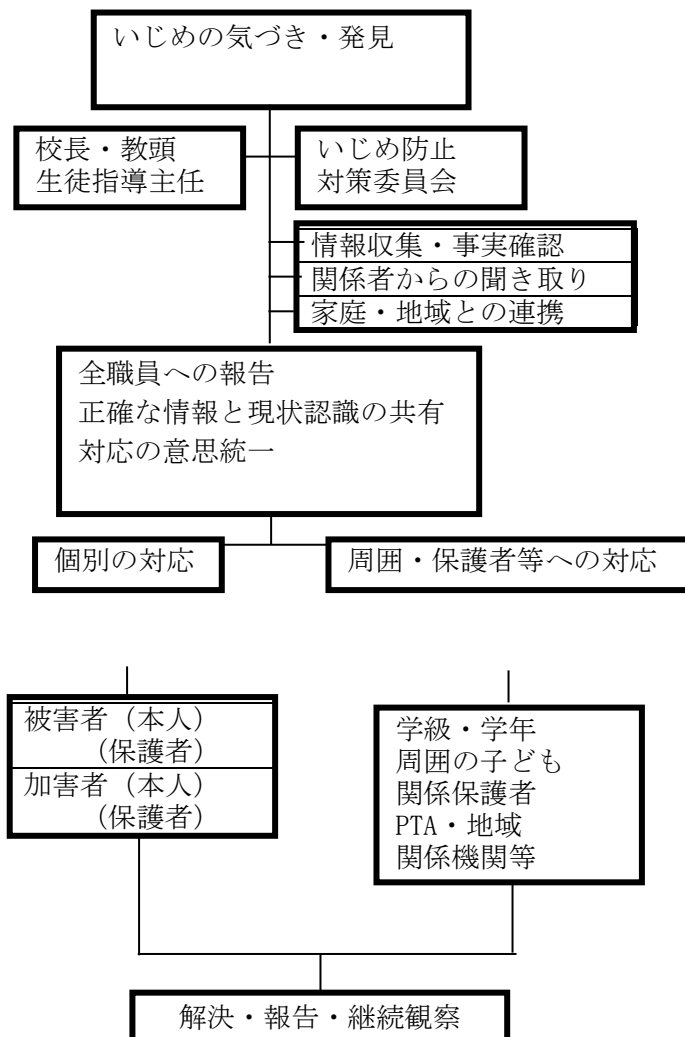
アンケート、教育相談等から得られた情報を教職員間で共有する。

○保護者や地域との連携

7 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することを心掛ける。

(1) 早期発見・早期対応の具体的流れ



●早期発見

*観察・アンケート・教育相談等からの実態把握

*家庭・地域との連携

●対策の検討・役割分担・調整

関係機関等への連携・調整

●情報と認識の共有化

*正確な情報の収集と分析

*被害者・通報者に対して、必ず守ることを伝え、安全を確保したうえで加害者に対しては、一人ずつ別室で、同時に行う。

●周囲の子供・保護者への対応

*学級や周囲の子供への対応

*学級等の子どもの保護者への対応

*PTA役員、会員との連携・協力

*地域との連携・協力

*相談機関との連携・調整等

*警察・病院等への連絡・調整等

*報道機関への適切な対応

*関係者・市教委等への適切な報告

*長期間の継続観察と指導

*事例の分析・改善策の立案

*総合的な取組体制の強化

「いじめの解消」について以下の2つの要件を満たすものとする

①いじめが止んでいる期間が少なくとも3か月以上経過している。

②被害を受けた児童が心身的苦痛を受けていないと認める。

(2) 個別対応について

①被害者（本人）に対して

- ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②被害者（保護者）に対して

- ・その日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してもらうように伝える。

③加害者（本人）に対して

- ・気持ちや状況等について十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・「謝罪すれば終わり」というような安易な考えを持たないように指導する。

④加害者（保護者）に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤周囲（児童）に対して

- ・周囲で笑ったり、はやし立てたりすることや、黙って見て見ぬふりすることも「いじめ」であることを伝える。
- ・いじめられた児童のつらさを伝え、これからどうするべきかを考えさせる。

⑥周囲（保護者）に対して

- ・「いじめ」があったことを伝え、いじめのない学校を作っていくことへの理解と協力をお願いする。

8 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。（保護者には懇談会で説明する。6ページ参照）

- 学校のいじめの相談・通報窓口（担任、養護教諭、教頭等全職員）の周知
- スクールカウンセラーへの相談機会の保証および連携
- 学校以外のいじめ相談・通報窓口の周知
- 相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

君津市教育委員会学校教育課指導係	0439-56-1695
君津市教育センター 教育相談	0439-56-1617
24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310
子ども人権110番（法務局）	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン（県警少年相談窓口）	0120-783-497
君津児童相談所	0439-55-3100

9 ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

10 重大事態への対処

● 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第五章 第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 本人・保護者からの申し出の場合も重大事態ととらえる。

- ・ 重大事態が発生した際には、君津市教育委員会に報告する。
- ・ 重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・ いじめ対策委員会の招集（緊急会議）
- ・ 警察や関係機関との連携

11 公表・点検、評価等について

- 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- 保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- 評価を分析し、取組の見直しをする。

この基本方針は、今後、いじめ防止対策委員会等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

令和8年4月1日改正